

# エネルギー・食料品価格の物価高騰等に関する町の支援対策について（拡充策）

新富町 令和8年1月23日

令和7年12月19日付でご案内した「町支援策」をさらに拡充し、エネルギー・食料品価格の物価高騰等により影響を受けている町民の皆様への支援策を以下のとおり実施します。

## 新規の支援策

### 1. 町民生活支援給付金（19歳から74歳まで）

事業費:165,000,000円

新富町の住民基本台帳に記録されている19歳から74歳までの方を支援するため、一律1万5千円の支援金を給付します。

- 交付対象：令和8年1月1日現在、町の住民基本台帳に記録されている 昭和26年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
- 交付方法：①今後、同様の給付を円滑に行うことができるよう、2月20日までにマイナポータルで公金受取口座登録をお願いします。  
②上記期間を経て、すべての対象者に3月上旬までに「口座情報確認依頼書」又は、「申請書兼請求書」を郵送します。  
③上記手続き後、3月中旬以降に順次振り込む予定です。【担当課：総合政策課 町民生活支援給付金担当（電話：33-6012）】

給付前の準備や案内の時期については「裏面」をご参照ください

## 拡充する支援策

### 2. 高齢者に対する支援（75歳以上）

事業費:64,000,000円

前回の広報でご案内したとおり75歳以上の方については、一律「5千円」の給付を行うようにしていましたが、1の町民生活支援給付金分の「1万5千円」を加算し、一律「2万円」を給付します。

- 交付対象：令和8年1月1日現在、町の住民基本台帳に記録されている昭和26年4月1日以前に生まれた方
- 交付方法：あんしん長寿課で申請を受け付けますので、次項の「必要書類」をご提出ください。ただし、「令和5年度新富町高齢者物価高騰対応重点支援給付金」を受給した方は、前回指定の口座に振り込みますので申請不要です。  
詳細は、1月23日から順次発送するお知らせ通知を必ずご確認ください。
- 必要書類：①申請書兼請求書、②振込口座の通帳の写し
- 申請期限：令和8年3月6日（金）※期日厳守 【担当課：あんしん長寿課 高齢者福祉係（電話：33-6056）】

## 再掲の支援策 ※12月19日にご案内した支援策と同様です。

### 3. 子育て世帯に対する支援【全国一律】（0歳から18歳）

事業費:56,000,000円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、こども1人当たり一律2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。

- 交付対象：①令和7年9月時点で新富町に在住していた、児童手当支給対象児童を養育する父母等  
②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童を養育する父母等（①、②共に公務員含む）
- 交付方法：公務員を除く児童手当受給者は原則申請不要で、児童手当登録口座等へ振り込みます。公務員の方や申請が必要な方には、福祉課⑦番窓口で申請を受け付けます。※詳細が決まり次第支給対象者に案内します。  
【担当課：福祉課 児童福祉係（電話：33-1293）】

### 4. 障がいのある方に対する支援

事業費:4,500,000円

食料品価格の物価高騰等の影響を受けている障がいのある方を支援するため、1人につき一律5千円の支援金を給付します。

- 交付対象：令和8年1月1日現在、住民基本台帳に記録されている以下の手帳所持者  
○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する方  
※有効期間の定めがある手帳にあっては、基準日において当該有効期間内であるものに限る。
- 交付方法：紙面又はオンラインで申請
- 必要書類：①申請書、②手帳の写し、③振込口座の通帳の写し ※オンラインでの申請の場合は紙での提出は不用です。
- 申請期限：令和8年3月6日（金）※期日厳守
- 注意事項：「2.高齢者に対する支援」で給付金を受給される方は対象外です。 【担当課：福祉課 社会福祉係（電話：33-6382）】

### 5. プレミアム商品券事業

事業費:40,100,000円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている町民の皆様への支援に加え、町内経済の活性化を図るため、「S!あぶを活用した電子クーポン事業」と、「しんとみ倍返し商品券事業」を予定しています。

#### ①S!あぶを活用した電子クーポン事業（詳細は、別紙資料をご確認ください）

- 事業内容：S!あぶ加盟店で1,000円のお買物で、1,000円分の電子クーポンを取得。（最大6,000円分の電子クーポンを町民限定で配布します。）

- 事業期間：○配布期間：令和8年2月5日（木）～2月15日（日） ○使用期間：令和8年2月16日（月）～3月15日（日）

#### ②しんとみ倍返し商品券事業（準備中につき、詳細が決まり次第、ご案内します）

- 事業内容：新富町商工会が発行する商品券10,000円分を5,000円で販売予定。

- 事業期間：令和8年3月から4月に実施予定

【担当課：産業振興課 商工係（電話：33-6029）】

# 町民生活支援給付金の手続き方法について

新富町は、行政のデジタル化を進め、町民の皆様へ迅速なサービスを実現させるため、マイナンバーカードを利用した公金受取口座情報を活用し、今回の給付金を給付します。

しかしながら、現在、19歳から74歳までの町民のみなさんのマイナンバーカードによる公金受取口座登録者は6割に留まっております。この機会に、今後、同様給付が円滑にできるよう、2月20日までに公金受取口座の登録をお願いします。なお、3月上旬までに、公金受取口座情報のある方には「口座情報確認依頼書」を、情報がない方には「申請書兼請求書」を送付いたします。



マイナンバーカード表面（見本）

## マイナンバーカードを持っている方

①マイナポータルで公金受取口座を登録している

②マイナンバーカードで、これから公金受取口座登録をする。

③マイナンバーカードで、公金受取口座登録はしない。

### 2月20日まで

以下の手続きを行ってください。

マイナポータルで公金受取口座情報を確認いただき、変更が必要であれば、変更を行ってください。

※「農協」等、金融機関の合併などで機関名称が変わっていることもあるのでご注意ください

マイナポータルで公金受取口座登録を行ってください。  
新富町役場町民課でも登録相談できます。

手続きの必要はありませんが、

右のとおり申請書の提出などの手続きがあり、給付金の入金が遅れる可能性があります。

### 3月上旬

対象者に「文書」が郵送されます。

**口座確認依頼書**  
口座確認依頼の文書が郵送されます。口座番号の誤りや番号変更の必要がなければ、連絡や文書の返送の必要はありません。

**申請書兼請求書**  
紙の申請書が送られるので、必要書類と記載事項をご記入の上、新富町役場に返送していただきます。

※マイナポータルの公金受取口座以外の、町で管理している口座情報も使って案内することもあります。

※紙申請書とともに、「オンライン申請」のQRコードも用意する予定です。

**口座確認依頼書**  
口座確認依頼の文書が郵送されます。口座番号の誤りや番号変更の必要がなければ、連絡や文書の返送の必要はありません。  
※マイナンバーカードの交付時期により、遅れる場合があります。

**申請書兼請求書**  
紙の申請書が送られるので、必要書類と記載事項をご記入の上、新富町役場に返送していただきます。

### 3月中旬以降に

順次振り込みします。

内容に変更がなければ3月中旬以降に順次振り込みします。

返送いただいた「申請書及び請求書」の内容を確認させていただいた上で、3月末から順次振り込みします。

内容に変更がなければ3月中旬以降に順次振り込みします。

※マイナンバーカードの交付時期により遅れる場合があります。

返送いただいた「申請書及び請求書」の内容を確認させていただいた上で、3月末から順次振り込みします。

## マイナンバーカードを持っていない方

④これを機会にマイナンバーカードの交付を受けたい

⑤これからもマイナンバーカードを所持しない方

新富町役場1階の「町民課」でマイナンバーカードの交付申請手続きをできるだけ早く行ってください。  
※マイナンバーカードの交付に3~4週間程度かかりますので、1月中の申請手続きを推奨します。

手続きの必要はありませんが、

右のとおり申請書の提出などの手続きがあり、給付金の入金が遅れる可能性があります。

## マイナポータルでの口座情報の登録や変更の方法

### マイナポータルアプリをインストールする

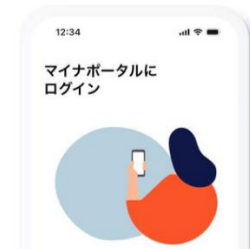
- (1)マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンをICカードリーダライタの代わりとして使うことで、マイナンバーカードを読み取ることが可能です。
  - (2)ご利用に当たっては、スマートフォン専用アプリ「マイナポータルアプリ」が必要になります。右側の2次元バーコードをスマートフォンで読み取ってストアへ移動し、アプリをインストールしてください。
- (注) ご自身のスマートフォンで直接 GooglePlay ストアに移動して「マイナポータルアプリ」と検索していただくこともできます。



← iPhone 用



← Android 用



マイナンバーカード交付申請や、公金受取口座登録等の相談は下記で行っております。

新富町役場1階 町民課 電話：0983-33-6071